

令和8年度離島住宅整備支援業務の仕様書等に係る質問と回答

令和8年3月4日

令和8年2月27日までにいただいた質問（追加分）について、以下のとおり回答いたします。

No	質問内容	関連する仕様書等の記載箇所	回答
2	<p>旅費についてお聞きします。</p> <p>予定していた旅費が超過してしまった場合は別途で請求可能でしょうか</p> <p>※追加で来島が必要になってしまった場合等</p> <p>また、契約金内に旅費も含まれているという認識でしょうか。</p>	<p>○仕様書</p> <p>10 経費処理に関する注意事項</p> <p>(1) 総論</p> <p><u>事業終了時に業務完了報告書等の提出を受け、検査した結果、契約の内容に適合すると認めた経費について、契約額の範囲内で支払うものとする。</u></p> <p>○契約書案</p> <p>(計画変更等による契約変更)</p> <p>第4条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。</p> <p>2・3 略</p>	<p>旅費については、契約金額に含まれております。</p> <p>また、旅費等の増により経費が契約金額を超過した場合には、天災地変が等発生した場合を除き、原則として超過分の経費を請求することはできません。</p> <p>そのため、経費の見積に当たっては、必要となる経費を精査するようお願いいたします。</p>

		<p>(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)</p> <p>第18条 甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除し、又は変更するものとする。</p>	
--	--	--	--